

滋賀医科大学臨床研究審査委員会議事概要

日時 : 2019 年 1 月 23 日 (水) 15:00～17:27

場所 : マルチメディアセンター会議室 D

【委員】

	氏 名	属性	性別	利害関係	出欠
委員長	伊藤 俊之	①	男	有	出
委員	小原 有弘	①	男	無	出
	南 学	①	男	無	欠
	平田 多佳子	①	女	有	出
	田邊 昇	②	男	無	出
	藤田 みさお	②	女	無	出
	中野 由紀子	③	女	無	出
	宮本 健二郎	③	男	無	出
	深川 明子	③	女	無	出
	須永 知彦	③	男	無	出
	倉田 真由美	②	女	有	出

(属性)

①医学又は医療の専門家

②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者

③上記以外の一般の立場の者

【陪席者】

小笠原 一誠 (理事)

小笠原 敦 (利益相反マネジメント委員会、委員長)

長野 郁子 (倫理審査室)

矢野 郁 (倫理審査室)

前川 由美 (倫理審査室)

樋野村 亜希子 (倫理審査室)

小林 有理 (倫理審査室)

田原 育恵 (倫理審査室)

開催要件等について

委員長から 10 名の委員が出席したこと、男女各 2 名以上の出席、①医学又は医療の専門家、②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者、③上記以外の一般の立場

の者、それぞれの属性の委員が1名以上出席していることにより「滋賀医科大学臨床研究審査委員会規定」第8条の開催要件を満たしていることにより委員会が成立したとの報告が行われた。陪席者については、委員全員の参加承諾が得られた。

審議事項①

以下の特定臨床研究について新規申請の審議を行った。

課題名	【L2018-007】水痘生ワクチン接種が慢性骨髄性白血病及び骨髄異形成症候群において抗腫瘍免疫を誘導するか検証する臨床試験（VCAM）
研究責任医師	血液内科 血液内科部長 城 達郎
実施医療機関名	日本赤十字社 長崎原爆病院
実施計画書提出日	2018年11月20日（経過措置案件）

【技術専門員】

審査課題番号	氏 名	属性
L2018-007	河原 真大	滋賀医科大学医学部 血液内科 講師

概要

1. 利益相反の開示

今回、会議にかかる審議案件に関し、利益相反の有無についての確認が行われた。委員と審査案件に関し、利益相反が適切に管理されていることが確認された。

2. 申請者より【L2018-007】水痘生ワクチン接種が慢性骨髄性白血病及び骨髄異形成症候群において抗腫瘍免疫を誘導するか検証する臨床試験（VCAM）についての概略の説明があった。

3. 審査意見業務への関与に関する状況

当該研究の実施体制、研究の目的及び意義、臨床研究のデザイン並びに研究方法、研究対象者の選定方針、評価項目、倫理的配慮、個人情報取り扱い、試料・情報の保管及び廃棄の方法、当該研究により生じた健康被害に対する補償の有無と内容について等、実施計画書、研究計画書並びに説明同意文書他、申請資料の記載を全委員で確認し、臨床研究法施行規則第9条 臨床研究の基本理念に沿うものであることを確認した。

②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者に属する委員から、先行研究で明らかになっている疾患についても研究計画書に記載すべきとの意見が出された。①医

学又は医療の専門家に属する委員並びに②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者に属する委員から、研究協力者の負担とリスクと利益について、具体的な詳細を提示する必要があることから追記すべきとの意見が出された。②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者に属する委員から、当該臨床研究で使用する薬剤の従来の使用目的とは異なる使用法であることを明確に記載すべきとの意見が出された。③一般の立場の者に属する委員から散見される誤記について修正が必要であるとの意見が出された。

4. 結論及びその理由

審議の結果、大幅な修正点があるため全会一致で継続審査とすることに決する。

審議事項②

以下の特定臨床研究について新規申請の審議を行った。

課題名	【L2018-008】水痘生ワクチン接種が成人 T 細胞性白血病／リンパ腫患者（ATLL）において抗腫瘍免疫を誘導するか検証する臨床試験（VAT）
研究責任医師	血液内科 血液内科部長 城 達郎
実施医療機関名	日本赤十字社 長崎原爆病院
実施計画書提出日	2018 年 11 月 20 日（経過措置案件）

【技術専門員】

審査課題番号	氏 名	属性
L2018-007	河原 真大	滋賀医科大学医学部 血液内科 講師

概要

1. 利益相反の開示

今回、会議にかかる審議案件に関し、利益相反の有無についての確認が行われた。委員と審査案件に関し、利益相反が適切に管理されていることが確認された。

2. 申請者より【L2018-008】水痘生ワクチン接種が成人 T 細胞性白血病／リンパ腫患者（ATLL）において抗腫瘍免疫を誘導するか検証する臨床試験（VAT）についての概略の説明があった。

3. 審査意見業務への関与に関する状況

当該研究の実施体制、研究の目的及び意義、臨床研究のデザイン並びに研究方法、研究対象者の選定方針、評価項目、倫理的配慮、個人情報取扱い、試料・情報の保管及び廃棄の方法、当該研究により生じた健康被害に対する補償の有無と内容について等、実施計画書、研究計画書並びに説明同意文書他、申請資料の記載を全委員で確認し、臨床研究法施行規則第9条 臨床研究の基本理念に沿うものであることを確認した。

②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者に属する委員から、適格基準・除外基準について説明文書にも記載が必要であるとの意見が出された。①医学又は医療の専門家に属する委員並びに②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者に属する委員から、研究協力者の負担とリスクと利益について、具体的な詳細を提示する必要があることから追記するべきとの意見が出された。②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者に属する委員から、当該臨床研究で使用する薬剤の従来の使用目的とは異なる使用法であることを明確に記載すべきとの意見が出された。①医学又は医療の専門家に属する委員並びに②臨床研究の対象者の保護及び医学又は医療分野における人権の尊重に関して理解のある法律に関する専門家又は生命倫理に関する識見を有する者に属する委員から、薬害救済制度の適用となるか否かについて再考する必要があるとの意見が出された。③一般の立場の者に属する委員から同意撤回書の作成が必要であるとの意見が出された。

4. 結論及びその理由

審議の結果、大幅な修正点があるため全会一致で継続審査とすることに決する。